

(平成27年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

北海道厚生年金 事案 5064

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和54年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月30日から同年5月1日まで

A社C店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の回答により、申立人は申立期間においてA社C店に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社C店は、昭和54年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、同社同店の責任者であった者は、「A社C店が厚生年金保険の適用事業所になる前の正社員の厚生年金保険については、A社本社において加入させていたと思う。」と回答していることから判断すると、同社C店が適用事業所となる前に同社同店に勤務していた社員については、同社本社において厚生年金保険の被保険者とする取扱いを行っていたものと認められる。

また、上述のA社C店の責任者であった者は、「継続して勤務している正社員の給与から厚生年金保険料を控除しないということは、考えられない。申立期間も正社員は間違いなく、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と回答している上、他の同僚は、「申立期間に転勤や仕事の内容に変化は無かったので、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料をA社（本社）の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における昭和54年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和54年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年2月25日は6,000円、同年8月25日は6万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年2月25日
② 平成16年8月25日

A社から支払を受けた賞与について、申立期間の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社の代表清算人から提出された賞与に係る資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、代表清算人から提出された上記資料により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、6万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、申立人は、当時の賞与額は6,000円程度であった旨主張しているところ、申立人から提出された預金通帳の記録及び平成16年分給与所得の源泉徴収票、代表清算人から提出された賞与に係る資料並びにA社から賞与の支払を受けたとする複数の同僚の標準賞与額に係る申立ての調査において同社から提出された賃金台帳により推認できる申立期間①の賞与額は、申立人が主張する額とおおむね一致する。

また、上記の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、申立人の平成16年の標準報酬月額及び申立期間②の標準賞与額に当時の保険料率を乗じて算出した額と推認できる年間の雇用保険料の合計額に、申立人が主張

する申立期間①の賞与額に相当する社会保険料を加えた額とおおむね一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、上記資料により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

- 3 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成21年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、23年9月16日に清算終了している上、当時の事業主から資料を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月1日から5年5月21日まで
② 平成5年5月21日から同年10月31日まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間①について、給与額がそれ以前と変わっていないにもかかわらず、当該期間の標準報酬月額が当初の41万円から20万円に変更されている。

また、申立期間②について、A社から同じ事業主が経営するB社に異動となったが、異動後の給与額は異動前と同じであったにもかかわらず、当該期間の標準報酬月額が20万円となっている。

両申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同社が同保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年5月21日の後の6年12月28日付けで、4年12月1日に遡って20万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該処理日において複数の同僚の標準報酬月額の記録が、申立人と同様に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、上述の同僚のうち一人から提出された、平成5年分の源泉徴収票

を確認したところ、年間の社会保険料額は、訂正される前の標準報酬月額に当時の保険料率を乗じて得た額とほぼ一致している。

これらを総合的に判断すると、平成6年12月28日付けで行われた遡及訂正処理は、事実即したものととは考え難く、4年12月1日に遡って標準報酬月額の当該減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、同社が同保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年10月31日の後の6年12月28日付けで、申立人の資格取得日である5年5月21日に遡って20万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該処理日において複数の同僚の標準報酬月額の記録が、申立人と同様に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、雇用保険受給資格者証の申立人の離職時賃金日額からは、申立期間②に係る給与支給額が減額された事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、平成6年12月28日付けで行われた遡及訂正処理は、事実即したものととは考え難く、5年5月21日に遡って標準報酬月額の当該減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月1日から同年12月13日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA役場における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年10月1日、同資格喪失日に係る記録を同年12月13日とし、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月1日から55年1月1日まで

申立期間は、A役場が設置するA診療所に助手として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和54年10月1日から同年12月13日までの期間について、A役場から提出された辞令簿から判断すると、申立人は、同役場の準職員（衛生助手）として、同役場が設置するA診療所に勤務していたことが認められる。

また、前述の辞令簿には、申立人以外に6人の氏名が記載されているところ、そのうち、申立期間の直後に、申立人と同様に準職員として採用されたことが確認できる二人は、A役場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、いずれも採用日から厚生年金保険に加入していることが確認できる上、当該二人のうち、申立人と同様に衛生助手としてA診療所に勤務していたとする者は、「当初は、アルバイトとして採用されたが、6か月くらい後に準職員として正式採用され、その時から厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除されるようになったと思う。」と回答している。

さらに、A役場から提出されたA臨時職員取扱規則によると、「準職員のうち、雇用された日から、まだ1年に満たない者については、厚生年金保険法（昭和29年法律第15号）に基づく厚生年金保険及び健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく、健康保険に加入させるものとする。」と記載されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月1日から同年12月13日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の辞令簿に記載されている申立人の報酬月額から判断すると、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A役場は、「申立期間当時の資料については、保存年限経過により廃棄済みのため不明である。」と回答していることから、同保険料を納付したか否かについて確認することはできないが、同役場に係る当該期間の被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年10月及び同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和54年5月1日から同年10月1日までの期間及び同年12月13日から55年1月1日までの期間について、A役場は、「申立期間当時の資料については、辞令簿を除き、保存年限経過により廃棄済みのため、辞令簿に記載されている期間（54年10月1日から同年12月12日まで）以外の勤務実態については分からない。また、厚生年金保険の資格取得及び資格喪失に係る資料も廃棄済みのため、申立人の同保険に関する実態も分からない。」と回答していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が申立期間当時のA役場の職員及びA診療所の同僚として名前を挙げた4人のうち、生存及び所在が確認できた3人に照会し、唯一回答が得られた者は、「申立人が衛生助手として勤務していたことは覚えているが、勤務期間や厚生年金保険のことについては分からない。」と回答している。

さらに、上記1で回答が得られた申立人と同職種の者は、「準職員として正

式採用される前の期間は、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している上、A役場に係る被保険者原票により、申立期間及びその前後に厚生年金保険の加入記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた4人に照会したものの、唯一回答が得られた者からは、申立人の申立ての事実を裏付ける回答を得ることができなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年から 16 年までの各 4 月から 12 月まで
② 平成 17 年 4 月から同年 8 月 20 日まで
申立期間は、A社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立人が勤務していたとするA社は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い上、商業・法人登記簿謄本により確認できる当該事業所の事業主は、生存及び所在が確認できないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、同僚の名前を挙げているが、姓のみの記憶であり、個人を特定することができないことから、申立人の申立内容を裏付ける回答を得ることができない。

さらに、B町の回答によると、申立人は、申立期間より前の平成9年12月28日から現在まで継続して国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 5069（事案 4985 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 5 日から 30 年 4 月 27 日まで

A社B炭砒に係る年金記録について、訂正の申立てを年金記録確認旭川地方第三者委員会（当時）に行ったところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことが認められた。

しかしながら、その後、年金記録確認北海道地方第三者委員会により再度の審議が行われ、その結果、当該委員会から、上述の記録訂正が認められた申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことは認められないとの通知をもらった。

申立期間当時、当該事業所に引き続き勤務していたことを覚えており、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、当初、年金記録確認旭川地方第三者委員会において、i) 申立人は、A社B炭砒に昭和 28 年 1 月に入社し、陸上自衛隊の採用試験に合格した 30 年 10 月まで継続して勤務していたと主張しているところ、同炭砒は、同年 4 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人は、「会社がC社に変わった時に、一時期、採炭を休止していた時期があった。」ことを記憶しているが、この記憶は、同炭砒が適用事業所ではなくなる時期まで厚生年金保険の加入記録がある同僚の証言と一致していることから、申立人は、同炭砒が適用事業所ではなくなった日以降も継続して勤務していたものと推認されること、ii) 申立人は、昭和 29 年 3 月又は同年 4 月に、それまでの坑外の作業から、坑内の電気設備や排水ポンプの修繕担当となった旨主張しているところ、社会保険事

務所（当時）の保管する厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によれば、元従業員の証言から、申立人と同職種（電気設備の修繕）と考えられる者についても、A社（B炭砒）が適用事業所ではなくなった日に被保険者資格を喪失した記録となっているほか、元従業員の証言からは申立人の資格喪失日前後の勤務形態に変更があった事情もうかがえないことから、申立人は、同年5月5日から30年4月27日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては履行していないことが認められるとして、年金記録確認旭川地方第三者委員会で決定したあっせん案の報告に基づく平成21年12月18日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定により、資格喪失日が昭和30年4月27日に、標準報酬月額が8,000円に訂正された。

しかしながら、当該あっせん後に、i) A社B炭砒の承継事業所であるD社から新たに提出された同炭砒に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同保険の被保険者資格喪失日は昭和29年5月5日と記載されており、社会保険事務所が保管する被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できること、事業所が保管する名簿に記載されている申立人を含む60人のうち、57人の資格喪失日は、社会保険事務所が保管する被保険者名簿の資格喪失日と一致し、当該60人のうち2人の資格喪失日は、社会保険事務所が保管する同名簿の資格喪失日と1日のみ相違していることが確認できることから、当該事業所は社会保険事務所の記録どおりの資格喪失日を届け出たものと認められること、ii) D社は、上記の名簿を提出する際、「申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和29年5月5日以降の期間においては申立人を同保険に加入させておらず、当該期間の同保険料を給与から控除することもない。」と回答していること、iii) 前回、あっせんの判断理由の一つとした、申立人と同職種（電気設備の修繕）と考えられる者についても、A社（B炭砒）が適用事業所ではなくなった日に被保険者資格を喪失した記録となっていることを挙げていたが、同人に再度照会したところ、「当時の勤務形態及び業務内容は、日勤勤務で坑外における社宅の営繕である。」と回答していることから、3交代勤務で坑内において電気設備等の修繕業務に従事していたとする申立人とは職種が異なっていたものと判断できること、iv) 先述の57人のうち生存及び所在が確認できる8人に照会し、7人から回答を得られたところ、このうち4人は、「厚生年金保険の資格喪失日と自身が記憶する退社時期は一致している。」と回答しており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったこと等を理由として、年金記録確認北海道地方第三者委員会の決定に基づき、平成26年8月21日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんの取り消し

が行われ、申立人のA社B炭鉱における資格喪失日（昭和30年4月27日）に係る記録を取り消し、昭和29年5月5日に訂正されている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「申立期間当時は、炭鉱の不況を感じながら勤務していた。昭和29年に事故で頭部を負傷して入院した際に、会社から休業手当をもらっていたことや、退院後に退職を申し出たが、上司二人に慰留され、引き続き勤務したことを覚えており、厚生年金保険にも加入していたと思う。」と主張している。

しかしながら、申立期間における勤務実態については、既に推認しており、今回の申立てにおいて、申立人が名前を挙げた当時の上司二人は、いずれも既に前回の申立てにおいて名前が挙げた者であり、姓のみの記憶であることから、個人を特定することができず、両人からは申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認できる資料及び証言を得ることができない上、申立人からはそれらのことを確認できる新たな資料等の提出も無いことから、申立人の主張は、年金記録確認北海道地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに年金記録確認北海道地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 5070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月
申立期間にA社（現在は、B社）から賞与が支給されたが、年金記録によると、当該賞与の記録が確認できないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「当時の関係資料は保存されておらず、申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立人は、「賞与は、月例給与と同様に銀行振込であった。」と述べているところ、金融機関から提出された平成 18 年に係る申立人の預金取引明細表によると、同年 7 月 10 日及び同年 12 月 8 日に賞与の振込があったことは確認できるものの、同年 4 月に賞与の振込は確認できない。

さらに、C市から提出された申立人に係る平成 19 年度市・県民税課税票（18 年所得分）により確認できる社会保険料等控除額は、申立人のオンライン記録における平成 18 年 1 月から同年 12 月までの標準報酬月額並びに同年 7 月及び同年 12 月の標準賞与額に相当する社会保険料の合計額とほぼ一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。